

新たな過疎対策法の制定と過疎対策の推進に関する重点要望

過疎地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成等、過疎地域の振興と自立促進を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、平成 22 年 3 月 31 日をもって失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法に代わる、新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においては、過疎地域が森林・農地の維持・管理を通じて担っている土砂災害の防止、水源の涵養、食料の供給、二酸化炭素の吸収、自然環境や景観の保全等の多面的・公益的機能を積極的に評価し、新しい過疎対策の理念を確立するとともに、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記すること。
3. 新たな過疎対策法における過疎指定要件については、現行の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や高齢者の占める割合等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。
4. 過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持され、都市地域と過疎地域が相互に支え合う「持続可能な共生社会」の形成が図られるよう、過疎地域における医療、交通、雇用の確保、農地・森林の保全等の環境対策、教育環境や情報通信基盤等の生活環境基盤の整備、限界集落をはじめとする集落対策並びに都市との交流、人材育成等のソフト事業の支援策等を講じること。
5. 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
6. 過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額を確保するとともに、病院事業債の充当率の引き上げや耐震防災事業、自然エネルギー関連施設整備事業等を対象に加えるなど、対象事業の拡大や要件の緩和を行い、弾力的な運用を図ること。

また、過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

7. 過疎地域における集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくりを含めたハード、ソフト両面にわたる取り組みを支援するため、過疎市町村に対する新たな交付金や過疎対策基金制度を創設するなど、財政支援の充実強化を図ること。
8. 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。
9. 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産の特別償却並びに製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者又は畜産業・水産業を行う個人に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置を引き続き継続すること。
また、新エネルギー関連事業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産を新たに特別償却の対象とすること。
10. 新たな過疎対策法の税優遇対象業種に「農村地域工業等導入促進法」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の対象業種を加え、対象要件を緩和すること。